

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

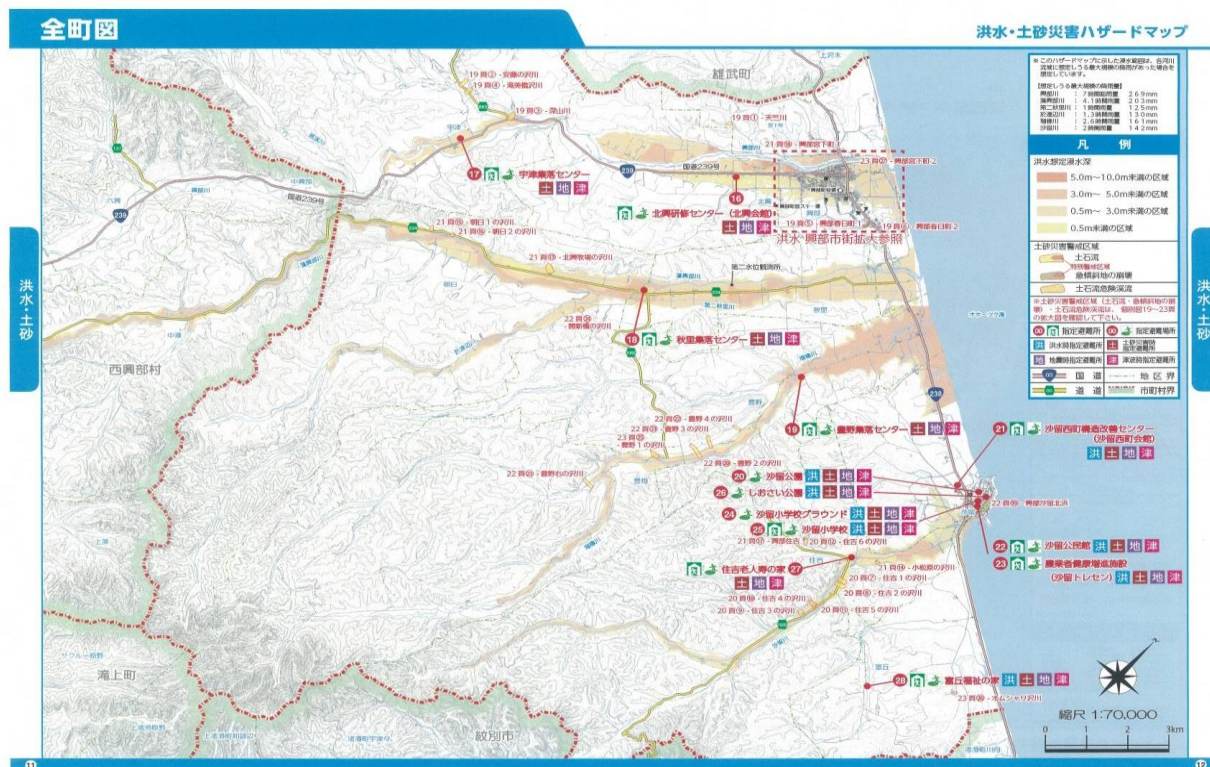
1. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：興部町ハザードマップ)

興部町には二級河川の興部川、藻興部川、第二秋里川、於達辺川、瑠椽川、沙留川があり、興部町防災ハザードマップによると、これらの川が氾濫した場合、市街地において浸水が想定されている。

河川名	地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
興部川	浜町、元町、本町、仲町、幸町、町、旭町、栄町、泉町、新泉町、新町、北興、宇津	5m未満	89
藻興部川	秋里	5m未満	0
第二秋里川	秋里	5m未満	0
於達辺川	秋里	5m未満	0
瑠椽川	秋里・豊野	5m未満	3
沙留川	沙留元町、沙留海運町、住吉	6m未満	21



(土砂災害：興部町ハザードマップ)

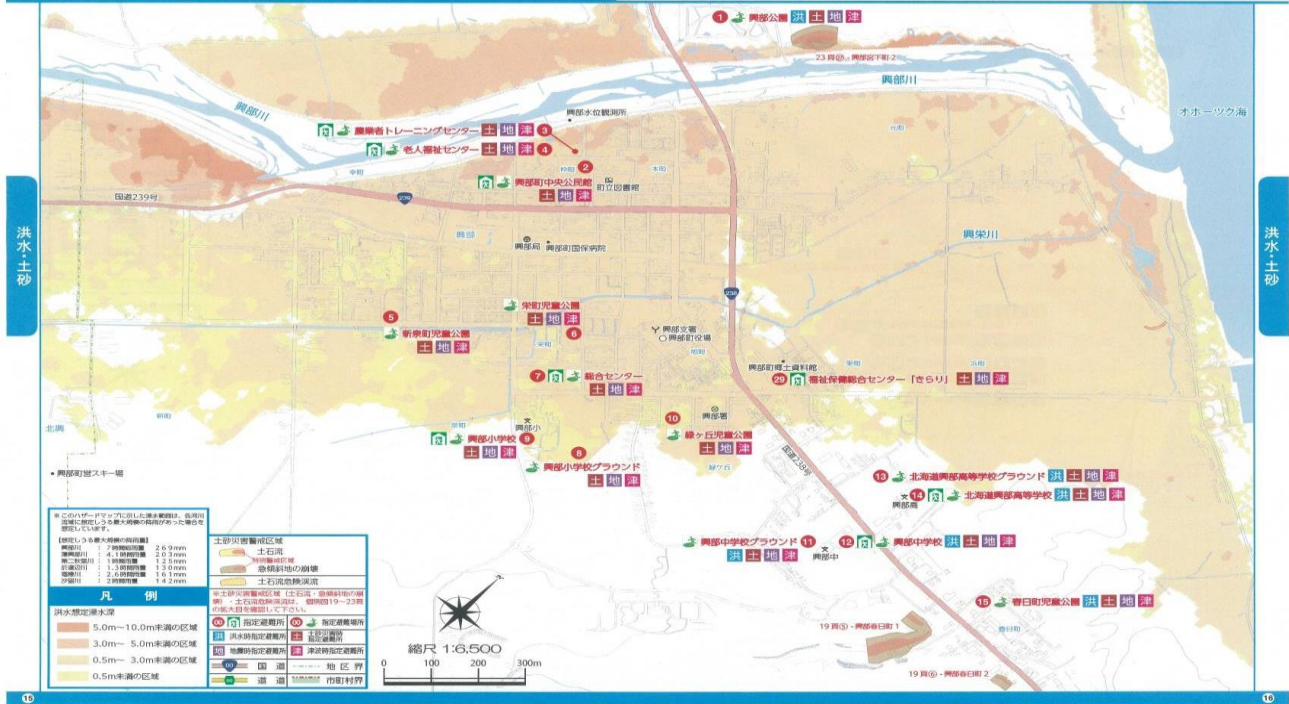
興部町では土砂災害警戒区域 25 箇所、土砂災害特別警戒区域 9 箇所が指定されており、小規模事業者 113 者の対策が必要とされている。

減少名	所在地	区域の名称	溪流番号	区域指定
土石流	住吉	小松原の沢川	Ⅱ-76-0020	土砂災害警戒区域
土石流	住吉	住吉1の沢川	Ⅱ-76-0030	土砂災害警戒区域
土石流	住吉	住吉2の沢川	Ⅱ-76-0040	土砂災害警戒区域
土石流	住吉	住吉3の沢川	Ⅱ-76-0050	土砂災害警戒区域
土石流	住吉	住吉4の沢川	Ⅱ-76-0060	土砂災害警戒区域
土石流	住吉	住吉5の沢川	Ⅱ-76-0070	土砂災害警戒区域
土石流	住吉	住吉6の沢川	Ⅱ-76-0080	土砂災害警戒区域
土石流	豊野	豊野右の沢川	Ⅱ-76-0090	土砂災害警戒区域
土石流	豊野	豊野2の沢川	Ⅱ-76-0110	土砂災害警戒区域
土石流	豊野	豊野3の沢川	Ⅱ-76-0120	土砂災害警戒区域
土石流	豊畑	豊野4の沢川	Ⅱ-76-0130	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
土石流	朝日	開新橋の沢川	Ⅱ-76-0140	土砂災害警戒区域
土石流	朝日	朝日1の沢川	Ⅱ-76-0210	土砂災害警戒区域
土石流	朝日	朝日2の沢川	Ⅱ-76-0220	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
土石流	朝日	北興牧場の沢川	Ⅱ-76-0230	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
土石流	興部町宇津	安藤の沢川	Ⅱ-76-0360	土砂災害警戒区域
土石流	興部町宇津	滝美橋沢川	Ⅱ-76-0370	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
土石流	興部町宇津	深山川	Ⅱ-76-0380	土砂災害警戒区域
土石流	興部町興部・北興	天竺川	Ⅱ-76-0390	土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊	宮下町	興部宮下町1	Ⅱ-7-143-1990	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊	春日町	興部春日町2	Ⅱ-7-144-1991	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊	沙留北浜町	興部沙留北浜	Ⅱ-7-145-1992	土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊	住吉	興部住吉	Ⅱ-7-146-1993	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊	春日町	興部春日町1	Ⅱ-7-161-2410	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊	宮下町	興部宮下町2	Ⅲ-7-62-698	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

(出典:興部町総務課)

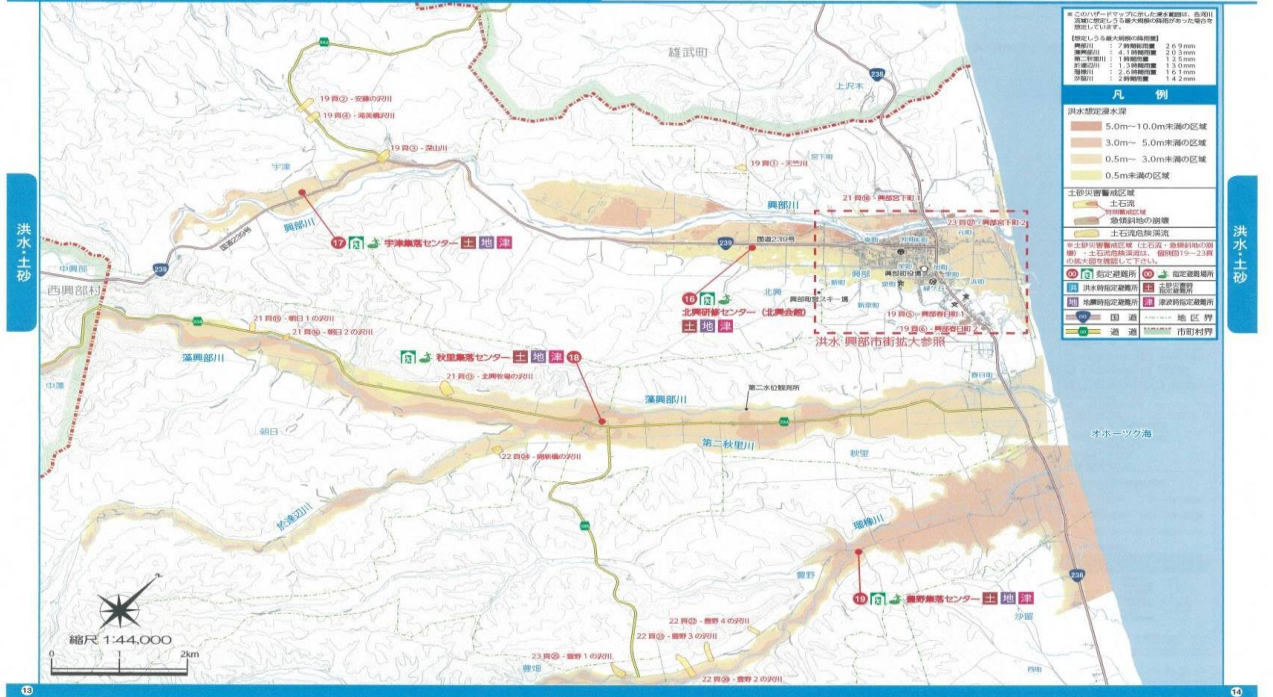
# 興部川流域・興部市街拡大

## 洪水・土砂災害ハザードマップ



# 興部川・藻興部川・第二秋里川・於達辺川流域

## 洪水・土砂災害ハザードマップ

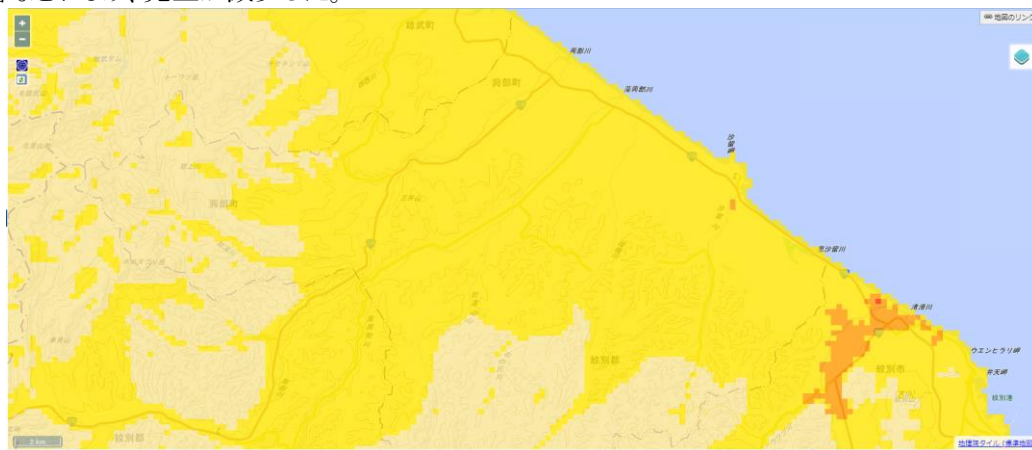


(出典:興部町ハザードマップ)

(地震:地震ハザードステーション)

地震ハザードステーションの確率論的地震動予測地図によると、震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、興部町のほぼ全域が今後30年で3%以内となっている。

胆振東部地震発生時はブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。



(出典:地震ハザードステーション)

(津波:平成22年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務(オホーツク海沿岸))

北海道が行った「平成 22 年度 津波シミュレーション及び被害想定調査(オホーツク海沿岸)」の結果では、紋別沖の地震(-20°)、網走沖の地震(-10°)、網走沖の地震(-20°)が興部町で影響の大きい3つの想定地震として選定している。

興部町においては、網走沖の地震(-20°)による影響が最も大きいことが想定され、沿岸に到達する津波は最大で8mを超えると想定されている。津波到達時間では紋別沖の地震(-20°)による津波が最短で、地震発生後 30 分で沿岸域に到達することが想定されている。

興部町は、北海道が示したオホーツク海沿岸の地震による津波想定に準じた考え方を基本としている。

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどのウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

(その他)

興部町では、これまでも暴風雨による水害等に見舞われてきた。特に平成 10 年の台風 5 号においては、各河川がはん濫し住家浸水のみならず農業や漁業にも影響を及ぼし、被害総額 52 億円を超える甚大な被害を及ぼした。

なお、当町の気候環境は、冬季には流氷の接岸により寒冷となり、春先に西又は南西の風が強まってフェーン現象により高温・乾燥する日がある。夏季にはオホーツク海高気圧の影響を受け、霧が発生し、低温となる。年間平均気温は 5.5℃で冷涼な気候地域に入るが、寒暖の差が激しく、流氷が接岸すると氷点下 20℃を下回る日もある。

(過去における主な災害記録)

年月日	災害の記録	災害の概要
平成 4 年 9 月 12 日	台風	台風 19 号による大雨により興部川支流が増水し、床下浸水 21 件の被害が発生している。
平成 10 年 9 月 16 日	台風 豪雨	台風 5 号による大雨により各河川はん濫。河川決壊 57 箇所、道路損壊 52 箇所、橋梁損壊 2 箇所、住家床上浸水 29 戸、同床下浸水 68 戸、牧草地への土砂流入及び水産関係被害等により被害総額 52 億 7,828 万円。また、水道本管流出事故により興部・沙留市街全域が断水し、自衛隊に出動を要請し、4 日間にわたり給水活動を行う。
平成 13 年 9 月 10 日～12 日	台風	台風 15 号による大雨により、河川決壊 13 箇所、道路決壊 32 箇所、林道決壊 1 箇所、約 25ha の草地冠水等の被害が発生した。
平成 16 年 1 月 13 日～16 日	大雪	日本海西部に発生した低気圧により、13 日夜から 16 日にかけて最大風速 15m/s を伴う総降雪量 100cm 以上の記録的な大雪となった。営農施設 39 箇所が雪により崩壊するなどの被害が発生した。
平成 16 年 9 月 8・9 日	台風 暴風	日本海沿いを北上した台風 18 号により、雄武町で最大瞬間風速 51.5m/s、興部町で最大風速 22m/s を記録するなど町内においても暴風による多くの家屋等の損壊が発生したほか、電柱等の倒壊による停電が各所で発生し、復旧作業が追いつかず、最大延べ 3 日にわたり停電となる地区もあった。 施設被害計 386 件、農林水産業被害を含め、被害総額は 7 億円を超えた。
平成 18 年 10 月 7 日～9 日	低気圧	本州太平洋側で発生した低気圧により、10 月 7 日の降りはじめから 9 日未明までの総雨量が 118mm に達し、大雨・洪水・波浪警報に加え、暴風・高潮警報も発表された。興部川の水位も避難勧告の発令には至らなかったものの、特別警戒水位を超える 6.23m に達した。土木施設災害に加え、放牧地やデントコーンへの冠水や農業施設破損、町有林の倒木、さけ定置網への大被害、その他公共施設の破損等の被害をもたらした。
平成 25 年 3 月 2・3 日	暴風雪	急速に発達した低気圧が通過した影響により、3 月 2 日の正午頃より暴風雪となり、その影響で国道 238 号線、国道 239 号線等の主要道路が 3 日朝まで通行止めとなり、沙留では立ち往生する車が相次ぎ、沙留公民館に 45 名が避難した。
平成 26 年 8 月 4・5 日	低気圧	前線を伴った低気圧による大雨により、降りはじめからの雨量が 101.5mm に達し、興部町で初めての土砂災害警戒情報が発表され、床下浸水 6、河川決壊 2 箇所、道路決壊 2 箇所等の被害が発生した。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 159人(独自データ)
- ・小規模事業者数 135人(独自データ)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建設業	22	17	町内に広く分散
	製造業	33	24	〃
	卸売業	1	1	〃
	小売業	37	31	市街地に集中
	飲食業	16	15	〃
サービス業・その他		48	47	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 興部町の取組

項目	年月日	備考
興部町防災会議条例	S37. 11. 24	
興部町地域防災計画	H9. 7. 18	
防災訓練の実施(洪水・土砂災害)	H29. 10. 5	
防災訓練の実施(津波)	R1. 10. 19	北海道防災総合訓練に合わせ実施
防災訓練の実施(洪水)	R2. 10. 17	新型コロナウイルス感染症の影響により、職員のみで実施
防災備品の備蓄	R3. 4. 1 現在	アルファ米等 1,200食、飲料水2L×600本 毛布600枚、アルミブランケット300枚、段ボールベット60台、非常用飲料水袋900袋、パーティションテント20張、ポータブルストーブ40台、土のう袋4,000袋、大型発電機(50kVA)3台、発電機(移動式)12台等

2) 当会の取組

項 目	年 月	備 考
災害復旧貸付制度の周知	R02. 12	チラシ配布(北海道・日本政策金融公庫資金)
損害保険への加入促進	適宜	チラシ配布
火災共済加入促進	適宜	チラシ配布

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対して、体調不良者を出社させないルール作りやリスクファイナンス対策としての保険の必要性といった、感染症対策の周知が十分になされていない。

### 3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と興部町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
建 設 業	2 2	1 7	1	1	1	1	1
製 造 業	3 3	2 4	1	1	1	1	1
卸 売 業	1	1	1	0	0	0	0
小 売 業	3 7	3 1	3	3	3	3	3
飲 食 業	1 6	1 5	1	1	1	1	1
サービス業・その他	5 8	4 7	2	2	2	2	2
合 計	1 5 7	1 3 5	9	8	8	8	8

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、土砂災害警戒区域を優先して今期中に策定し、概ね3期（15年）で地域の全小規模事業者が策定するよう設定した。

#### ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向 けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

### 4 その他

- ・経営発達支援検討会議に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

興部町	興部町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。



エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数					
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8	
建設業	22	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	33	24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卸売業	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
小売業	37	31	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
飲食業	16	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業・その他	48	47	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	157	135	9	8	8	8	8	9	8	8	8	8	8

- ・興部町、当商工会による事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	地域産業振興センター防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	興部町まちづくり推進課商工観光係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ興部町まちづくり推進課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等） ③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大きな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・興部町災害対策本部の方針に従い、興部町まちづくり推進課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・ 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・ 予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・ 気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・ 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・ 町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・ 本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

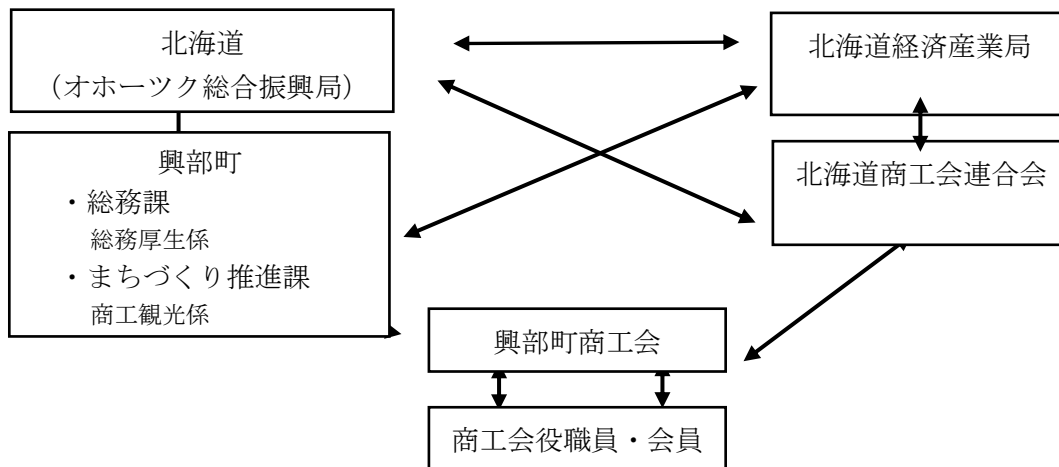
- ・ 必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・ 二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・ 当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・ 当商工会と興部町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、オホーツク総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・ 被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ興部町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について興部町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ・興部町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、興部町・興部町商工会のWebサイト及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

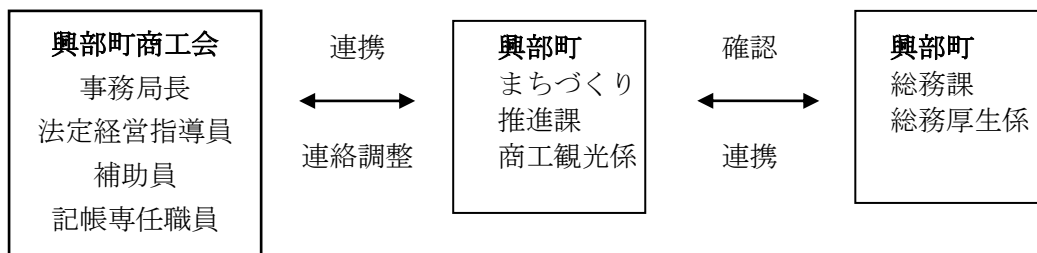
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年5月現在)

(1) 実施体制 (商工会又と関係市町村の共同体制)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 横田 麻耶 (連絡先は、下記3①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画・立案し、実行する。
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上実施する。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

興部町商工会

郵便番号 〒097-1607

北海道紋別郡興部町字興部 716 番地の 5

TEL 0158-82-2217

FAX 0158-82-2234

E-mail: okoppe@rose.ocn.ne.jp

②関係市町村

郵便番号 〒098-1692

北海道紋別郡興部町字興部 710 番地

興部町役場まちづくり推進課

TEL 0158-82-2131

FAX 0158-82-2990

E-mail: shokokanko@town.okoppe.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	90	90	90	90	90
・専門家派遣	45	45	45	45	45
・セミナー開催費	45	45	45	45	45

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、興部町補助金、道補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。